平成２９年４月３日

原子力規制委員会　殿

伊方原子力規制事務所
統括原子力保安検査官　鶴園　和男

平成２９年度保安検査実施方針について

四国電力株式会社伊方発電所に対する平成２９年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

１．基本検査で実施する保安検査の内容

①新規制基準を踏まえた検査

新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可されている３号機については、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における保安活動が適切に実施されていること、保安活動を通じた改善が継続的に実施されていることを確認する。

また、新規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない１号機（廃止措置計画が認可されるまでの期間）及び２号機については、特別な保全計画に基づく保安活動が長期間に渡っていることも踏まえ、施設の状態に応じた計画の策定（改訂を含む）及び実施が適切に行われていることを確認する。

②マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

③予防処置に係る検査

他事業者において原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成２８年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、

他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

④保守管理に係る検査

平成２８年度マネジメントレビューのアウトプットにおいて、重点実施事項として３号機の安全・安定運転の継続及び新規制基準施行後初となる３号機第１４回施設定期検査を計画どおり確実に完遂することが指示されていることから、準備段階からの工程管理、点検工事等の作業管理が確実に実施され、施設定期検査が適切に実施されていることを確認する。

⑤保安に関する組織の変更管理に係る検査

新規制基準の要求に関する業務及び教育等の増加による一部組織への業務量の偏りを適正化するため、平成２９年３月に保安に関する組織が変更されたこと、平成２９年４月に３号機当直体制が変更されたことから、変更された組織体制の適切性の確認、業務への影響評価、社内規定等での責任、権限及び業務のプロセスの明確化等が適切に実施されていること、組織変更が目的どおりの効果を発揮していることを確認する。

２．追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

３．保安検査実施時期

（１）第１四半期：５月

（２）第２四半期：８月下旬～９月上旬

（３）第３四半期：１１月下旬～１２月上旬

（４）第４四半期：２月下旬～３月上旬